2025年11月6日

静岡市アリーナ整備・運営事業　個別対話結果（公表）

以下の個別対話結果は、各参加者からの質問及びその回答のうち、公表可能な内容のみを掲載しています。入札説明書p.13「参加者の有する特殊な技術、ノウハウ等に係る事柄、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」に該当する質問・回答（各参加者の事業提案に関する内容を含む）につきましては公表しません。

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行目	項目			
1	入札説明書	6	8	a(b)	什器備品調達・設置業務	「参考として市が想定する備品リストのイメージをお示しします」とありますが、ご提示時期をお知らせいただけますでしょうか。	事業者の運営の自由度の観点から、什器備品の調達については事業者の提案とします。 No.3をご確認ください。
2	入札説明書	6		a(b)	什器備品調達・設置業務	貴市の費用負担により調達された備品についても、事業者により料金設定がされ、かつ事業者の収入とすることができるとの理解で合っていますでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	6		a(b)	什器備品調達・設置業務	質問回答No.5において回答いただいております、貴市が想定している備品リストの開示時期をご教示ください。	必要であればリストを作成する方針です。なるべく市側から制限を掛けずに提案に任せるのが基本方針ですが、スポーツ器具・事務用品と異なり、式典用品（椅子、プロジェクター、保管場所等）等は市から示す方針です。
4	入札説明書	8		ウ 利用料金等による収入	協議の内容について	質問回答No.3における「妥当性を市が確認」する点ですが、この確認は、事業者の金額と設定根拠に事業計画からみて経済合理性があれば妥当と判断されることをご確認ください。	ご理解のとおりです。一般利用の料金設定については、事業者側の投資とリターンの観点も踏まえて判断します。
5	入札説明書	12	37	(ア)	個別対話の開催回数について	個別対話の回数が増えなければ、その場で回答されなかったことへの更なる対話ができないため、回数を増やしていただきたく存じます。	今回対話で確認できなかった事項に関しては、「入札説明書等に関する質問の受付（第２回）」にてご質問いただくことが基本方針です。 一方、入札公告の発出以降で検討が進められるようになった事項(任意事業等)を対象に、検討進捗を見込んだ協議という趣旨を鑑み、希望する応募者との個別対話の追加開催について、検討いたします。
6	入札説明書	18	28	(4)	事業内容に関するヒアリングの実施	動画や模型等の使用可否について、ご提示時期をお知らせいただけますでしょうか	動画や模型等の使用は可とします。
7	入札説明書等に対する質問回答（9/16）	12		No.163	モデルの詳細について	経済波及効果分析モデル 3.イベント開催ファイルについて、入力表①主催者運営支出の建設工事費はアリーナの建設工事費や修繕費ではなく、興行実施時における建設工事であり、本事業においては基本的に想定されないものとの理解で合っていますでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	入札説明書等に対する質問回答（9/16）	12		No.163	モデルの詳細について	経済波及効果の試算において、Inputする”イベントの来場者数”はメインアリーナの興行日をイベントと定義し、そのイベントの来場者数に閉じた経済波及効果の算出という理解であっていますでしょうか。静岡アリーナはメインアリーナの興行日以外もサブアリーナや屋外スペースを活用した賑わいイベントと集客を想定しておりますが、こちらの取り組みは非興行日の来場者獲得の施策として記載できればと思っております。	メインアリーナに限らず、対象施設で開催する興行日を対象として試算してください。 また、非興行日についても、日常的な利用を生み出す提案をしたうえで、できる限り経済波及効果を数値化してください。 なお、来場者については、設定根拠・考え方とともに内訳を提案書に添付してください。
9	入札説明書等に対する質問回答（9/16）	12		No.163	モデルの詳細について	経済波及効果の試算において、経済波及効果分析モデル 3.イベント開催ファイルの入力表にある各入力項目について、全て応募者の任意で設定するものとの理解で合っていますでしょうか。	ご理解のとおりです。各入力項目は応募者において設定してください。 なお、入力項目については、前提条件やその設定根拠・考え方とともに提案書に添付してください。
10	入札説明書等に対する質問回答（9/16）	12		No.163	モデルの詳細について	経済波及効果の試算において、経済波及効果分析モデル 3.イベント開催ファイルの入力表に有る④1人あたり消費支出額の飲食費や買物・土産については、アリーナ内で消費された飲食や物販も含まれるとの理解であっていますでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	要求水準書	8		ウ 利用料金等による収入	転貸貸借	質問回答において開示された賃貸借契約書の標準様式では転貸が一律禁止となっていますが、本事業における第三者への転貸借については、標準様式の禁止は適用されないことをご確認ください。 また任意事業における、任意施設又は任意施設に係る土地の賃貸借についても同様であることをご確認ください。	本事業においては、転貸を一律禁止とはせず、市の承諾を得た場合には転貸を可能とすることを想定しています。任意施設に係る土地の賃貸借についても同様です。 なお、転貸に関する事業者の申し出を不合理に拒絶しません。
12	要求水準書	12		(2)事業者の保有資産等	事業者の保有資産	質問回答No.52において、「権利購入者等の第三者が所有する設備・備品の設置の可否」について協議とされていますが、設置が否定されるようなケースは現状どのようなケースをご想定でしょうか。同種施設において権利購入者が通常設置する設備、備品であれば問題ないことをご確認ください。	設置が否定されるケースについて、現時点では具体的な想定はありません。 同種施設において権利購入者が通常設置する設備、備品であれば問題ないと考えています。
13	要求水準書	14	35	(2)業務の前提条件	その他事業地における提言について	その他事業地における提言について、事業者としてその事業地で実施することが望ましくない事業について貴市に「提言」することは可能でしょうか。 例えば、アリーナで予定している事業と類似する事業やアリーナの外観を損なうような事業を想定しています。	望ましくない事業として提言することは可能です。 その場合、その他事業地の事業者公募等の参考とするため、望ましくないとする理由を付してください。
14	要求水準書	14	35	(2)業務の前提条件	その他事業地における提言について	その他事業地で実施される事業について、貴市の判断により公募等によって事業者を選定されるとのことですが、実施される事業について事前に事業者と協議する場を設定いただくことは可能でしょうか。 事業の内容によっては、人流や交通への影響等、アリーナ側においても事前に共有されるのであれば対応可能な課題もあろうかと考えた次第です。	その他事業地の事業者公募・選定のスケジュールにもよりますが、本事業の事業者選定後に、本事業の事業者と、その他事業地の事業者との協議調整は必要と考えています。

2025年11月6日

静岡市アリーナ整備・運営事業　個別対話結果（公表）

以下の個別対話結果は、各参加者からの質問及びその回答のうち、公表可能な内容のみを掲載しています。入札説明書p.13「参加者の有する特殊な技術、ノウハウ等に係る事柄、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」に該当する質問・回答（各参加者の事業提案に関する内容を含む）につきましては公表しません。

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行目	項目			
15	要求水準書	16		図表1	事業対象地の概要	「静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例」及び同条例施行規則によるとありますが、付置対象部分の面積について、アリーナ機能に付帯する便所、コンコース運営諸室、器具等倉庫は対象外と考えて宜しいでしょうか。具体的な対象範囲の方針をご提示いただけますでしょうか。	附置対象部分の面積の取扱は「駐輪場附置義務の手引き（平成30年3月静岡市）」によります。 上記の方針を踏まえ、その具体的な用途に基づき判断するため、用途一覧を事前提出いただければ、交通政策課に確認のうえ、事前回答いたします。
16	要求水準書	17	24	(エ)景観･デザイン計画	景観	貴市の景観条例の観点から、アリーナの外観について事前に担当課と協議できる場を提案書提出期限前までに設定いただけないでしょうか。	応募者が担当課（景観まちづくり課　都市景観推進係）へ個別に相談へ行くことは差支えありません。 景観デザインについては、条例に適合することを前提に、落札者決定基準に記載した評価の視点に沿って評価します。 特定事業契約締結後は、アリーナが東静岡地区の新たなまちづくりのシンボルとなることを見据え、市と事業者の協議のもと、地域景観との調和/周辺建築物との一体性/公共空間としての美観形成を重視した設計を進めていただきたいと考えております。
17	要求水準書	17	27	(エ)景観･デザイン計画	屋外広告	屋外広告については、その内容がスポンサー収益に影響することから、事前に担当課と内容を確認できる機会を提案書提出期限前までに設定いただけないでしょうか。	応募者が担当課（景観まちづくり課　屋外広告物係）へ個別に相談へ行くことは差支えありません。 特定事業契約締結後は、スポンサー収益の確保と地域景観の調和の両立を基本方針とし、広告内容/位置/掲出方法について市と事業者、関係部局で協議予定です。大型ビジョンや外装サイン等については、条例の範囲内で広報・演出機能としての活用を認める方向で調整します。
18	要求水準書	17	34		BCP･防災計画	現時点において、帰宅困難者の滞在日数や収容人数の想定があればご教示ください。	「静岡市アリーナ基本計画」p.38～39に記載のとおり、帰宅困難者の滞在日数は３日間を想定しています。また、帰宅困難者の人数は、大規模イベントの開催時に発災した場合を想定し、来場者や関係者を合わせ、最大で10,000人程度と見込んでいます。段階的な帰宅による滞在者の減少に関する具体的な基準はありません。
19	要求水準書	18		(キ)	周辺環境への影響	維持管理・運営期間中の周辺住民等への対応は、リスク分担表No.7及び8に従い、特定事業契約第35条と同様のリスク分担になることをご確認ください。	ご理解のとおりです。 特定事業契約35条4項に定めるリスク分担は、運営期間中についても同様となります。
20	要求水準書	19	1	1	b.サブアリーナ	サブアリーナの有効高さとして12.5m以上を要求水準として設定されていますが、理由をご教示ください。SVリーグ規定上も特段上記の高さの要件はないものと考えます。	サブアリーナでの大会開催などを想定したため、バレーボールの公式競技施設とした場合に、国民スポーツ大会施設基準（日本スポーツ協会）では高さは10m以上が望ましいと規定されていますが、現在の要求水準ではメインアリーナと同等の高さ12.5mを要求水準として設定しました。個別対話で応募者より提案があった、メインアリーナとの接続性など施設全体の実用性に関する意見を踏まえ、再検討いたします。
21	要求水準書	19	38	1	g.メディア関連室	館内放送用とメディア用に分けて専用室を設ける理由をご教示ください。限られた敷地を有効活用するため、可能であれば一つにまとめることを考えております。	事務室内では雑音などの騒音に対する配慮が必要と考え、専用室を想定しています。ただし、事務室内においても騒音対策や間仕切り等で対策することは可能と考えます。アリーナの円滑な運営に支障のない環境となる計画として提案してください。
22	要求水準書	21	11	(ア)	設備計画に関する事項	市有建築物においては、2050年のカーボンニュートラルに向け、まずは建築物の一次エネルギー消費量を50%以上削減する「ZEB Ready」以上の整備を目指すこととなってることから、ZEBではなくZEB Ready達成の想定とさせていただけないでしょうか。	要求水準書p.18の３行目に記載のとおりZEB Ready以上の認証を要求しているため、ZEB Readyの達成で問題ありません。
23	要求水準書	21			適用範囲確認	「同基準の制限値を適用除外とはしませんが、大地震時における層間変位の制限値を1/100とするほか、大地震後に構造体に大きな補修をすることなくアリーナを使用できることを目標として、人命の安全確保に加えて機能確保が図られる性能を確保できることが確認・証明できる場合は、市と協議のうえ、当該値を超える計画も可能とします。」とありますが、官庁施設総合耐震基準に準拠し建築費構造部材(外壁等)の安全性を確認の上、層間変形角を設定するという理解でよろしいでしょうか。	9/16質問回答のとおり、「…大地震後に構造体に大きな補修をすることなくアリーナを使用できることを目標として、人命の安全確保に加えて機能確保が図られる性能を確保できることが確認・証明できる場合は、市と協議のうえ、当該値を超える計画も可能とします。」のとおりと考えます。
24	要求水準書	21			指針の取り扱い	「静岡県建築構造設計指針・同解説」に準拠すべき項目・取り扱いは、静岡県のホームページに記載されている「静岡県建築構造設計指針適合状況チェックシート」での確認との認識で宜しいでしょうか。	「静岡県建築構造設計指針」の各規程すべてが対象となるため、当該チェックシート「4.各規程へ適合状況」の記載事項だけでは不足となります。各規程の準拠をお願いします。
25	要求水準書	21			ZEB対応	将来的にZEB対応とする場合の再エネ電気供給設備を設ける際は、事業者の負担ではなく貴市の事業によるものとし、給電設備の増設等は本事業で含まないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。給電設備の増設等の中には、屋根の下地・太陽光パネル・配管・穴あけ工事等の一式を含みます。

2025年11月6日

静岡市アリーナ整備・運営事業　個別対話結果（公表）

以下の個別対話結果は、各参加者からの質問及びその回答のうち、公表可能な内容のみを掲載しています。入札説明書p.13「参加者の有する特殊な技術、ノウハウ等に係る事柄、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」に該当する質問・回答（各参加者の事業提案に関する内容を含む）につきましては公表しません。

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行目	項目			
26	要求水準書	22	29	b駐車場等	臨時的な駐車場	「事業者は市と協議のうえ、臨時的な駐車場を計画することができる。」と記載がありますが、これは基本計画p16の以下の文章も意図されていると理解しています。 その場合、現時点で貴市において想定されている臨時駐車場として想定されている施設等をご教示ください。興行日における駐車場の施策の検討として重要であることから事前に共有いただきたいと考えております。 基本計画p16抜粋 「アリーナから少し離れた公共施設等の駐車場や敷地をイベント時の臨時駐車場として活用し、シャトルバス等を運行するパーク＆ライド方式を想定」	臨時駐車場として活用する公共施設等は、現時点で確定しておりません。特定事業契約後、事業者が提案する興行内容及び交通対策（「静岡市アリーナ基本計画」p.16を参考）を踏まえ、臨時駐車場の場所や台数に関し、市と事業者で具体的な内容を協議し対応します。
27	要求水準書	24	5	イ業務の詳細	芳名版について	芳名版の設置費用は貴市が負担することと理解しておりますが、その修繕等についても貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	芳名版の設置及び修繕費は、原則市の負担とします。 一方、芳名版がアリーナの躯体・壁面・通路タイル等と一体となる場合や、東静岡駅周辺の歩道や広場等の市有空間を活用して一体的に設置・運営する場合などは、両者で負担する可能性も含め、協議とさせてください。
28	要求水準書	24	5	イ業務の詳細	芳名版について	芳名版の設置期間をご教示ください。なお、企業の芳名版は事業者のスポンサー権益に影響することから、事業者の収益にネガティブな影響を与える可能性があることについてご承知おきください。	前段については、芳名版を本事業の事業期間中に撤去することは想定しておりません。 後段については参考とさせていただきます。
29	要求水準書	24	5		芳名版の設置について	寄付金（ふるさと納税）への記名版については、企業名、氏名のみを掲示するものとの認識です。設置検討にあたり掲示が必要な件数をご教示ください。	前段についてはご理解のとおりです。 後段については、寄附金（ふるさと納税）の募集期間を令和11年12月31日までとしており、現時点で掲示が必要な件数は未定です。 なお、参考としてエディオンピースウイング広島の５万円以上の寄附者は10,290名（個人・法人）であり、芳名板の設置面積は75.24㎡（全長41.8m×高さ1.8m）となっております。
30	要求水準書	25	36	(2)什器備品調達・設置業務	什器備品について	SPCの資産として保有したいものについては落札後詳細を決めていくというものかと思いますが、提案時の事業計画においてもSPC資産として記入することでも問題ないでしょうか。	什器備品の一部をSPC資産として提案することも可としますが、SPC資産として提案があったことをもってSPC資産として認めるものではないことにご留意ください。
31	要求水準書	26	35	(エ)	修繕計画	中長期修繕計画の作成について、引渡しから１年以内に期限を延長していただけないか質問したところ、「中長期修繕計画書は施設引渡し前に市と協議の上で作成いただきます。ただし、第４章Ⅰ２（４）ウに示す通り、市と協議を行った上で中長期修繕計画書を毎年確認し、必要に応じて変更を行うこととしています。」との回答を頂きました。 この点、引渡し前に作成できるのはドラフト版であり、施設引渡し後の年度に更新されたものが精査版となるような作成計画は許容されるでしょうか。引渡し前の内容がドラフト版となってしまう理由は、竣工直前にならないと最終的な設備等数量が確定せず、実態に即した内容にならない可能性が高いためです。	ご理解のとおりです。施設引渡し後の精査を認めます。 ただし、施設引渡し前においても、その時点においても可能な限り具体的で蓋然性が高い計画をご作成ください。
32	要求水準書	29	5	イ 業務の詳細	パンフレットの作成	HPやSNS等での効果的な情報発信は実施する予定ですが、施設パンフレットは必須でしょうか。	要求水準書p.29（５）イに記載のとおり、施設パンフレット等を作成してください。
33	要求水準書	29	23	(6)	市が協力を求める取組	工事着手前や工事期間中に市関係者や議員などを対象とした式典を行った場合、かかる費用は貴市にてご負担いただきたく存じます。	原則、市主催の市民や関係者等を対象とし記念式典については、市が別途予算を確保する想定ですが、事業者が任意で実施する工事着手前や工事期間中の式典（地鎮祭、起工式等）については、事業者の費用負担により事業者が企画・実施してください。 ただし、事業者が企画・実施する式典等について、市が事業者の想定を超える要望（出席者の増加、華美な演出等）を求める場合には、市と事業者で協議し、市が費用の一部を負担します。なお、静岡市アリーナのブランド力向上に繋がりうる式典については、共同開催する方向も見据え、特定事業契約締結後の協議事項とし、都度負担割合を決定することとします。
34	要求水準書	29	26	(6)	日程調整への協力	貴市が誘致するイベントの中で、入場料を徴収するなど一定収益が見込めるイベントに関しては、一般利用扱いになることを確認させてください。	市民利用の定義に該当しない場合は一般利用扱いとします。入場料を徴収するもの（実費相当額を除く）については市民利用には該当しないため、例示の場合は一般利用となります。
35	要求水準書	29		(6)行政等への協力業務	日程調整への協力	質問回答No.88及びNo.99において、市が誘致する各種イベントの開催日は事業者の興行スケジュールのない日を候補日として日程調整するとあり、市民利用についても興行の予約を優先しつつ、それ以外の日を市民利用に充てる、と回答いただいています。具体的に市の誘致するイベント開催日の候補日や、市民利用が可能な日の確定方法は、上記回答を前提に、本事業の事業継続性確保の観点から、事業者の興行予約の運用を踏まえて、市と事業者で協議して決定することをご確認ください。	ご理解のとおりです。 市側として利用したいイベント等については、なるべく複数の利用希望日を早めに示して、一般利用予約の運用と整合が図れるよう、事業者と調整していく考えです。

2025年11月6日

静岡市アリーナ整備・運営事業　個別対話結果（公表）

以下の個別対話結果は、各参加者からの質問及びその回答のうち、公表可能な内容のみを掲載しています。入札説明書p.13「参加者の有する特殊な技術、ノウハウ等に係る事柄、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」に該当する質問・回答（各参加者の事業提案に関する内容を含む）につきましては公表しません。

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行目	項目			
36	要求水準書	36		(8)ア	交通管理業務	質問回答No.1により駐車場にも運営権が及ぶとご回答いただいておりますが、駐車場の利用料金についても、要求水準書に定義される「利用料金等」として料金設定が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 駐車場を一般開放した場合、駐車場を公の施設と見なす可能性があり、条例上で料金設定の幅が定められることになります。 駐車場が「公の施設」に含まれるのかという点も含めて検討事項であり、料金設定に関して過度に制限がかからない方向で事業者と協議していきます。
37	要求水準書	38	13	(2)	自主事業収入	運営期間中のネーミングライツ等のスポンサー収益は、事業者が公共施設等運営権を保有することを一つの根拠として、事業者に帰属すると認識しております。 一方で建設期間に関しても、完工前の施設に対するネーミングライツ付与等収益機会が見込まれます。本施設の所有権が貴市に移転する前の段階であるため、公共施設等運営権を設定することはできませんが、施設整備の発注者としての貴市において承諾いただければ、建設期間中の施設の価値を活用した収益獲得も妨げられないと理解しております。建設期間中の施設は建設会社に帰属しているため、当該建設会社と事業者との協議が必要ですが、当該協議がととえば建設期間中においてネーミングライツ等のスポンサー収益をあげられる理解でよろしいでしょうか。	建設期間中におけるネーミングライツ等によるスポンサー収益の取扱については、基本的には実施を認める方向で検討し、制度的な整理および承認プロセスを市で確認の上、取扱を改めて通知いたします。
38	要求水準書	38	13	(2)	自主事業収入	建設期間中は、本施設の所有権が貴市に移転しておらず、公の施設として供用は開始されていないため、公の施設の設置条例に基づく使用料を収受することはできないと理解しております。 他方で、建設期間中の本施設は、貴市の所有に属する財産ではない以上、行政財産には該当しておらず、貴市と事業者の契約関係があるのみとの理解です。 そのうえで、発注者としての貴市において承諾いただければ、建設期間中の施設の所有は建設会社に帰属しているため、建設会社と事業者の協議により、建設期間中の施設見学について一定の料金を徴収することも妨げられないと理解しております。 以上を前提に、建設期間中に事業者及び建設会社が実施する施設見学について、来場者から一定の入場料を事業者及び建設会社が収受することは可能との理解でよろしいでしょうか。	建設期間中の見学会については、料金の収受および収益の計上を認める方針で検討します。市は承認プロセスおよび様式を確認のうえ、取扱を通知します。
39	要求水準書	39		任意事業	任意事業と自主事業の区分について	質問回答No.105で回答いただいておりますが、自主事業と任意事業の区分けについて不明確であり、例えば広場でのイベント実施、スポーツ体験などの実施は東静岡のスポーツ文化の発信というまちづくりの一環として捉えられることから、これらの事業については任意事業ではなく自主事業として提案することが正しいでしょうか。	前提として、任意事業は提案義務を課すものではなく、提案がない場合にも失格とはなりません。 そのうえで、任意事業と自主事業の区分は活用する施設により区分することを想定しています。 ・自主事業：アリーナ/サブアリーナ/付帯施設を利用して実施する、要求水準以上の事業(アリーナツアー) ・任意事業：要求水準で求めていない任意施設を別途設置して実施する事業(任意施設で実施する飲食・物販の営業、屋外空間におけるスポーツ設備等) 任意事業は公費負担なしの独立採算を基本としていますが、特定施設と一体的に運用される機能や公益性が高いものについては、特定事業に含めるか任意事業とするかを事業・設備の具体内容をもとに判断するため、入札説明書等に関する質問（第２回）においてご確認ください。
40	要求水準書	39		任意事業	一体と別棟の定義について	外部に面した対象施設内の諸室を任意事業を実施する施設としすることを検討しています。一体となる任意施設は貴市の所有となることから、当該諸室の設計・建設に係る費用も対象施設と同じく設計・建設費に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	本体工事についてはご理解のとおりですが、内装工事や設備工事、什器・備品設置等は事業者の負担で実施してください。
41	要求水準書	39		任意事業	任意事業の取り止め等	任意施設について、特定の任意事業を実施後においても引き続き任意事業実施企業が別の任意事業を実施することは可能との認識でよろしいでしょうか。また、別の任意事業を実施するまでの間についても、引き続き事業者の裁量の中で、管理することはできるとの理解でよろしいでしょうか。	任意事業の変更を提案できるのは、やむを得ない事情がある場合のみとします。 任意事業の変更の詳細については、基本協定書（案）別紙4をご参照ください。
42	要求水準書	39		任意事業	一体と別棟の定義について	任意施設における対象施設と一体と別棟の定義をご教示ください。例えば、メインアリーナの施設に接しないペデストリアンデッキ下にある施設は別棟になるのでしょうか。	要求水準書P６「（６）イ」をご参照ください。対象施設と意匠・構造上分けられないものを一体とみなします。例示の場合は公共通路（ペデストリアンデッキ）は「対象施設」と定義され、それと意匠若しくは構造上、一体となるかを考慮して判断します。

2025年11月6日

静岡市アリーナ整備・運営事業　個別対話結果（公表）

以下の個別対話結果は、各参加者からの質問及びその回答のうち、公表可能な内容のみを掲載しています。入札説明書p.13「参加者の有する特殊な技術、ノウハウ等に係る事柄、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」に該当する質問・回答（各参加者の事業提案に関する内容を含む）につきましては公表しません。

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行目	項目			
43	要求水準書資料1				プロフィットシェアリングの適用条件	（1）運営業務開始年度を含む当初５期分は事業提案書の内容を基本とするものと記載されておりますが、本件は整備期間もあることから現時点での計画収入から協議時点（運営開始予定日）までに変動し得ることも想定されます。よって協議時点における当該期間（当初５期）の見込みについても協議内容に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	要求水準書資料1				プロフィットシェアリングの適用条件	（２）運営業務開始６期目以降の分において、運営業務開始年度を含む直前５期の実績及び事業提案書の内容を基本として計画収入を見直すものと記載されておりますが、各見直し時点における当該期間（５期ごと）の見込みについても当然に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	要求水準書資料4	1			公共通路の範囲について	公共通路部分に設置するエレベーター・エスカレーター・照明設備の整備費は当事業の入札額（契約額）とは別予算という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。公共通路部分に設置するエレベーター・エスカレーター・照明設備の整備費は、当事業の入札額（契約額）とは別予算として市が負担します。ただし公共通路部分の設備の必要性(数量、場所など)については、市と協議のうえ決定します。なお、維持管理は事業者によるものとしています。また、公共通路部分の大規模修繕（エレベーター、エスカレーター、照明設備を含む）は市の負担で実施します。
46	要求水準書資料4				道路上空通路(北側)の高さについて	国道側の接続高さについて、国道管理者との協議状況の詳細をご教示いただけますでしょうか。	協議は特に行っていません。接続高さについては、5.0mの下部空間の確保を目的とし、路面高さを設計GLから6.5mと設定しています。
47	要求水準書資料4				道路上空通路の形状について	東静岡駅との接続位置、高さ等の具体的な設定状況をご教示いただけますでしょうか。	高さについては9/16質問回答による添付資料（資料４）から変更ありません。 接続位置については、数パターンの可能性を検討している状況です。
48	要求水準書資料4				道路上空通路の位置、公共通路の範囲について	東静岡駅側、国道側の最終的な接続位置の具体的な方針をご教示いただけますでしょうか。	接続位置の方針については、公共通路の距離ができるだけ最短となるような位置を想定し、数パターンの可能性を協議させてください。東静岡駅側の接続位置は、資料4の91.2mの中であれば提案可能です。
49	要求水準書資料4				道路上空通路(北側)の高さについて	道路上空通路の接続想定高さが国道１号側と南側ではTPからの高さが異なりますが、事業敷地内のペデストリアンデッキ高さの均一性の観点からどちらか一方にそろえることは可能と考えて宜しいでしょうか。	可能です。その場合は南側の高さを基準とし、実際の国道側のペデストリアンデッキの下部空間の高さが高くなることを想定します。南側の接続高さは、設計GL(TP=10.850)から約6.5mを最低とします。約6.5mは、東静岡駅の通路（高さ約9.8m）からバリアフリーを考慮した勾配で降ろした寸法で設定しています。そのため約6.5m～約9.8mの間であれば自由に設定可能です。
50	要求水準書資料4				公共通路の範囲について	公共通路から地上レベルへの動線として、バリアフリーの観点からエレベーターを設けた場合、公共通路部分と考えて宜しいでしょうか。可能な場合は維持管理費も市の負担と考えることは可能でしょうか。	公共通路部分と考えて問題ありません。ただし公共通路部分の設備の必要性(数量、場所など)については、市と協議のうえ決定します。維持管理は事業者によるものとしています。No.45も併せてご確認ください。
51	落札者決定基準	7			市内への経済効果	「・来場者による市内消費を高める工夫や取組について具体的かつ優れた提案が示されているか。」と「・市内への経済効果の最大化を実現するため、具体的な指標及びそれを達成するための優れた仕組みが事業計画として提案されているか。」については、提案内容が重複するため、書き分けとして貴市の想定をご教示ください。	ご提示いただいたものは審査項目における評価の視点であることから、評価の視点に基づいて記載分けする必要はありません。 提案書の作成にあたっては、様式集に示された項目構成に沿って記載すれば足り、評価の際に審査会にて各項目を総合的に判断します。
52	基本協定書(案)	5	25	第8条	準備行為	『自己の責任及び費用負担』と記載がありますが、自己の責任とはリスク分担表に準拠し、自己の費用負担とは設計・建設費として貴市に請求することを妨げるものでないことを確認させてください。	ご理解のとおりです。リスク分担表に基づくリスク分担や、設計・建設費として請求できる部分の請求を否定するものではありません。
53	特定事業契約書(案)	1		第2条	公共性及び民間事業の趣旨の尊重	以下の事業者に帰責性のない事由により、本事業の維持管理・運営期間における収益機会又は収益性に悪影響が生じた場合には、市は事業者と協議の上、（費用の増加ではなく）収益性への悪影響をを緩和、除去し、本事業の最低限の収益性維持も含めた本事業の継続性を確保するための措置を実施することをご確認ください。 ①事業対象地における予見困難な埋蔵文化財、土壌汚染、地中埋設物その他想定外の施工条件 ②市が設定した条件に関する近隣調整 ③市の指示による設計変更、工事の中止、設計・建設期間の延長 ④市の責に帰すべき事由による施工の設計図書不適合 ⑤市の責に帰すべき事由による運営開始日の遅延 ⑥法令等変更又は不可抗力の場合 ⑦事業者の責に帰すべき事由によらない要求水準の変更 ⑧その他当事者の責に帰すべき事由によらずに本事業の経営環境に予想できないかった悪影響（近隣における競合施設の建設、プロスポーツチームのホームアリーナ変更を含む。）が生じた場合	ご理解のとおりです。収益性の悪影響をどこまでの範囲で緩和するか等は、個別の事情に応じた協議によります。なお、悪影響の緩和の方法として、事業期間の延長も選択肢としては有りうるものと考えています。 また、ご質問の内容とは別に、運営期間終了後の一般的な本事業の扱いについては、運営期間満了の2～3年前から事業評価を行い、公募、同一事業者による継続も含めて、対応を検討・協議する想定です。

2025年11月6日

静岡市アリーナ整備・運営事業　個別対話結果（公表）

以下の個別対話結果は、各参加者からの質問及びその回答のうち、公表可能な内容のみを掲載しています。入札説明書p.13「参加者の有する特殊な技術、ノウハウ等に係る事柄、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」に該当する質問・回答（各参加者の事業提案に関する内容を含む）につきましては公表しません。

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行目	項目			
54	特定事業契約書(案)	3	7	第10条	契約の保証	質問回答No.247、248に基づき、個別対話で内容を確認させてください。	事業契約締結時における履行保証を、事業者ではなく設計業者及び建設業者による保証とすることや、各業務の契約後とすることの可否について、市において検討します。 また、前払金保証についても、上記と同様の対応の可否について、市において検討します。
55	特定事業契約書(案)	5		第14条	業務委託・請負契約の締結	質問回答No.190, No.191と関連しますが、維持管理や運営業務の委託先は多岐にわたり、かつ委託先との契約のタイミングや頻度も多様であるため、全て市の承諾事項とすることは現実的ではありません、業務内容の限定や金額水準を設けることにより、市の承諾不要な範囲を事業者と協議していただけますでしょうか。	運用レベルで、主要な契約に限る、金額基準で区切る、年1回契約一覧表を提出する等、事業運営に支障が出ないような対応を協議いたします。なお、契約について承諾を条件としていることの趣旨は、主要業務を一括して再委託していないか、反社会的勢力との関与がないか、など委託契約における基本原則が守られているかの確認を想定したものです。
56	特定事業契約書(案)	11	1	第30条第5項	設計	現状の資料からは影響が不明であり、提案上に織り込むことが難しいため、埋文調査によって地盤の瑕疵等が判明した場合は、貴市にご負担いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。実際に地盤の瑕疵等が判明した場合、その具体的な内容を踏まえた本条項の解釈により対応を判断します。
57	特定事業契約書(案)	11		第30条第5項他	リスク分担	質問回答No.198、201、204、205、212、213の回答において、「合理的な対応を協議することを想定」とありますが、この合理的な対応とは、（費用の増加ではなく）収益性への悪影響をを緩和、除去し、本事業の最低限の収益性維持も含めた本事業の継続性を確保するための措置の実施を意味していることをご確認ください。	No.53と同様、増加費用の観点だけでなく、収益性への影響も加味したうえで、対応を検討のうえ協議します。
58	特定事業契約書(案)	14	5	第35条	近隣調整	第35条４項記載の『本市が設定した条件に直接起因する費用』とは、事業者が要求水準及び遵守している場合は適用されるという理解でよろしいでしょうか。	事業者が要求水準を遵守することは当然の前提となりますので、その場合に常に本項ただし書が適用され、全て本市負担になるものではありません。当該遵守を前提としつつ、例えば本市が設定した条件や本市の指示を直接の原因として近隣調整に支障が生じた場合の費用を想定しています。
59	特定事業契約書(案)	18		第41条	設計図書の変更	質問回答No.203 で「本市が合理的な理由により判断」との回答をいただいておりますが、設計変更により事業者の想定する施設の収益性が悪影響を受けることが懸念されますので、「合理的な理由」とは、そのような悪影響を考慮しても実現すべき客観的な必要性が認められる場合を指していることをご確認ください。	ご理解のとおりです。
60	特定事業契約書(案)	19	27	第46条	物価変動	設計・建設費を300億円で提案し、工事着工前に前払金を受け取った場合においても物価変動対応における基準日は工事着工日となり、残出来高100%を基準として物価変動の調整が行われる理解でよろしいでしょうか。	物価変動の基準日は入札公告日とします。質問で例示された、工事着工前に支払われた前払金に対する物価変動の取扱は、前払金のうち、第46条各号に基づく請求時点での残工事代金額に該当する分が、物価変動による市負担額の改定の対象となります。
61	特定事業契約書(案)	20	11	第46条5項	特別な要因	事業者から合理的な資料（複数社からの見積取得など）を提示すれば、貴市と協議可能という理解でよろしいでしょうか。 【別紙７の3.市負担額の改定 指標によりがたい場合は本市と事業者で協議の上決定する】も同様と理解してよいでしょうか	合理的な資料をご提示いただければ協議に応じます。 例示の方法が合理的であるかは個別に判断します。
62	特定事業契約書(案)	21	24	第50条第1項	設計・建設費の変更に代える設計図書の変更	「特別の理由」により本事業の収益に悪影響を及ぼす場合、貴市の負担または補填をご検討いただける理解でよろしいでしょうか。	本条項の趣旨は「本来本市が金銭で設計・建設費の増額又は費用負担をすべき場合において、特別の理由があるときは、本市が金銭を支払う代わりに設計図書を変更し、事業者の負担を減らすことにより対応する」点にあります。なお、アリーナのスペックが落ち、直接的に収益性が悪化すると想定される場合は、影響を加味して、変更内容の協議を行う想定でいます。
63	特定事業契約書(案)	21		第50条第1項	設計・建設費の変更に代える設計図書の変更	質問回答No.207で「主たる適用場面」との回答をいただいておりますが、質問内容以外の適用場面においても、本事業の収益性への悪影響も十分考慮の上で「特別な要因」の該当性が判断されることをご確認ください。	ご理解のとおりです。
64	特定事業契約書(案)	32		第75条第1項	任意事業の実施	第75条第1項において事業者が任意事業実施企業をして、任意事業を誠実に実施させる、と定められていますが、これは事業者が任意事業実施企業と連帯責任を負担するものではなく、事業者が任意事業の実施について合理的は範囲の努力をしてれば、任意事業実施についての結果責任を問われるものではないことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
65	特定事業契約書(案)	36	14	監査役及び会計監査人	設置義務について	「事業者の定款に、会社法第326 条第２項に定める取締役会、監査役及び会計監査人に関する定めを置くこと。」とあり、入札説明書等に対する質問回答No.267、268で「本事業の規模等に鑑み、会計監査人の設置は義務とします。」と回答がございますが、会社法上の大会社でない場合は会計監査人の設置は不要であるため、会社法の規定に準じた機関設計を再検討いただけないでしょうか。 設立するSPCは必要資金に応じて段階的な出資を予定しているため、設立当初は大会社にあたらない可能性が高く、その中で会計監査人設置が義務となると年間数百万円のコストが増加します。なお、ガバナンス確保の観点については取締役、監査役を設置して適正な内部統制体制を構築する方針です。	維持管理・運営期間については原案の通りとします。 設計・建設期間については、特定事業契約書（案）第85条を再検討いたします。

2025年11月6日

静岡市アリーナ整備・運営事業　個別対話結果（公表）

以下の個別対話結果は、各参加者からの質問及びその回答のうち、公表可能な内容のみを掲載しています。入札説明書p.13「参加者の有する特殊な技術、ノウハウ等に係る事柄、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」に該当する質問・回答（各参加者の事業提案に関する内容を含む）につきましては公表しません。

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行目	項目			
66	特定事業契約書(案)	37	35	(2)	株式の譲渡	基本協定書と同様、特定事業契約書87条１項(2)も修正をお願いいたします。	ご指摘を踏まえて修正します。
67	特定事業契約書(案)	41		第92条 第94条	法令等変更 不可抗力	第92条第1項第(1)号及び第94条第第1項第(1)号に該当するかは、本事業の最低限の収益性確保を含め、本事業が経済的合理性をもって継続できるかも含めて判断されることをご確認ください。	ご理解のとおり、本事由の該当性については、事業実施における経済的合理性の観点も考慮要素になり得るものと考えています。
68	特定事業契約書(案)	41		第92条 第94条	法令等変更 不可抗力	第92条第３項及び第94条第４項の「本事業を継続するために必要なる」とあるのは、本事業の最低限の収益性確保を含め、本事業が経済的合理性をもって継続する観点からの必要性により判断されることをご確認ください。	事業実施における経済的合理性が問題となっている場合においては、ご指摘の観点も考慮要素になり得るものと考えています。
69	特定事業契約書(案)	41		第92条 第94条	法令等変更 不可抗力	第92条第４項及び第94条第５項において、それぞれ定める協議期間中に協議か調わない場合には、対応方法を市が指定するとありますが、協議が調わない場合には、第19条（会議体の設置等）に規定される第三者機関に報告し、客観的な立場からアドバイス及び勧告等を行っていただける建付けをご検討いただけますでしょうか。第93条第３項についても同様です。	調整機関の設置については、現時点では想定していません。 特定事業契約書（案）第19条第2項に示すモニタリング機関とは別に検討すべきものと考えます。
70	特定事業契約書(案)	41		第92条 第94条	法令等変更 不可抗力	第92条第４条及び第94条第５項の「市は、事業者に生じた損失（逸失利益を含む。）負担しない。」とあるのは、特定事業契約締結時に期待した利益水準の回復について補てんすることはないことを示したにとどまり、本事業が最低限の経済的合理性をもって継続するために必要な本施設の収益性維持のために措置をとることを否定するものではないことをご確認ください。	本事業を継続するために必要となる具体的な措置を検討する上で、ご指摘の点を協議することを妨げるものではありません。
71	特定事業契約書(案)	43		第95条 第108条第1項	逸失利益	第98条第２項に基づく解除の場合、逸失利益は２年分を上限とした補償になっていますが、貴市に帰責性がある場合は、民法上相当因果関係の認められる逸失利益は期間の限定なく補償の対象としてください。	原案のとおりを想定していますが、検討のうえ改めて回答します。
72	特定事業契約書(案)	46		第99条	法令等変更 不可抗力	第99条第１項第(1)号の「本事業の継続が困難」に該当するかは、本施設の最低限の収益性確保を含め、本事業が経済的合理性をもって継続できるかも含めて判断されることをご確認ください。	ご理解のとおりです。
73	特定事業契約書(案)	47	15	第102条	運営権対価の一部返還	運営権対価の一部返還について、先行案件では事業者事由による解除は返還される建付となっているため、本事業に関しましても返還いただきたく、ご検討いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。事業者事由による解除によるリスクは当然に事業者が負うべきであり、運営権対価は返還しません。
74	特定事業契約書(案)	47	20	第102条2(1)	運営権対価の一部返還	貴市事由による解除が行われた場合、事業者に対して返還される金額は、運営権対価の残存価格又は事業提案書における収支計画に基づく取消時点の未償却残高のいずれか小さい金額が該当する記載となっております。 BT＋コンセッションの性質上、設計・建設期間中に運営を見据えた事業者側の検討内容によっては追加投資が発生する可能性がありますが、事業提案書における収支計画が返還根拠となると、建設期間中や運営開始以降に事業者が追加投資を行い運営権の価値を高めても返還原資に含まれない記載となりますので、こちら文言の修正をお願いいたします。	原案のとおりとします。 なお、運営権の終了時における事業者の追加投資に対する補償については特定事業契約書（案）第105条第2項をご参照ください。
75	特定事業契約書(案)	61		別紙2 定義集	特定法令等変更	修正後の定義の③は、公共施設等運営事業のみに適用され、公共施設等運営権を活用しない同種事業には適用されない法令等の変更を意味していることをご確認ください。	ご理解のとおりです。
76	特定事業契約書(案)	64	1	2	火災保険	火災保険を再調達価格相当額で付保すると相当な費用負担となります。保険料を減額するためにも貴市で共済保険を付保し、その費用を事業者側にて負担することは可能でしょうか。	ご質問を踏まえ、火災保険について、加入主体および費用負担方法を検討します。 市による包括的な火災保険への加入可否と、事業者が個別に契約する場合の費用負担を比較検討し、経済性と事業継続性の両面から最も合理的な方式を採用します。
77	特定事業契約書(案)	76	21	3	市負担額の改訂	現状の市況はインフレスライドの申請に適していると事業者は認識しておりますが、静岡市の現時点での認識をご回答ください。	特定事業契約書(案)第46条第６項に定めるインフレスライドの適用条件は、明確な数値基準は設けず、同項に基づく請求があった場合は、建設物価指数等の指標の変動を参考に、市・事業者で協議のうえ、適用の可否を決定する予定です。
78	特定事業契約書(案)	別紙7			市負担額の改定	全体スライドにおいて、物価改定の起点が「入札公告日」となっていますが、市負担額の予定価格が300億円である一方、「静岡アリーナ基本計画」では、「2024年10月時点で施設整備費を約300億円」との記載があり、市負担額＝施設整備費という考え方ではないものの、入札公告日と「予定価格の算出時点」に相応の乖離があるものと推察します。 令和６年７月内閣府通知「ＰＦＩ事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」において、物価改定の起点と予定価格の算出日を近づけることが求められていることから、物価改定の起点を予定価格の算出時点としていただけないでしょうか。	物価改定の起点は入札公告日とします。

2025年11月6日

静岡市アリーナ整備・運営事業　個別対話結果（公表）

以下の個別対話結果は、各参加者からの質問及びその回答のうち、公表可能な内容のみを掲載しています。入札説明書p.13「参加者の有する特殊な技術、ノウハウ等に係る事柄、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」に該当する質問・回答（各参加者の事業提案に関する内容を含む）につきましては公表しません。

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行目	項目			
79	様式集 （関連様式） （9/16）	52	18		記載事項について	様式G-1記載内容のうち「融資確約書」につきまして、落札前の段階では法的拘束力ある確約書を金融機関から受け入れることは難しいと考えますので、評価視点に対応する「資金調達の妥当性が確認できる書面」等のシンプルな表現に調整いただけませんでしょうか。 なお、他の項目も同様になりますが、様式の中にある「●●について以下の事項を記載してください。」については記載必須事項であり、漏れがある場合には失格となるのでしょうか。	前段については、様式集を修正します。なお、資金調達については、妥当性のみならず確実性についても評価することとしています。 後段については、様式に示す記載事項に関し、仮に記載がない場合、落札者決定基準「４審査方法(2)提案審査(イ)基礎的事項の確認」に基づき、「市の要求する水準及び性能に適合している」ことが確認できないことをもって、「基礎的事項のうち、いずれかの要件に適合していない場合は失格」とすることがあります。
80	様式集 Excel	-	-	注釈	物価変動について	様式G-2-②、様式G-2-③、様式G-2-④に「※物価変動は見込まないでください。」と注釈がございますが、物価変動の定義を教えていただけますか。また、事業者が販売するスポンサーやVIPルームの販売等の自主事業における販売価格の改定などは事業者判断で計画に反映可能という理解で正しいでしょうか。	事業計画の作成にあたっては、物価変動を除外した固定価格ベースでの算定を求めるものの、事業者が販売するスポンサーやVIPルームの販売等の自主事業における販売価格の改定などは事業者判断で計画に反映可能とします。 この取扱は、物価スライド調整を別途実施する場合の二重適用を防止するためのものであり、年率換算等による価格上昇を事前に織り込むことは認めません。
81	様式集 Excel	様式 G-2-②	119		任意事業との会計区分	当該箇所に「任意事業とは会計区分する」との指示がございますが、SPC自身が任意事業の実施を担う場合でも、本様式の収支計画表ではその収支等を計上しないという理解でよろしいでしょうか。 またこちらの注意書きは、様式G-2の他様式（①・③・④）でも同様でしょうか。	ご理解のとおりです。
82	様式集 Excel	様式 G-2-③	6		収入の発生年度	本表の年度は2030年度(開業１年次予定)から開始していますが、それ以前に発生する科目がある場合、適宜提案者側で列を追加してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	様式集 Excel	様式 G-2-③	7		貸館収入	諸室・備品利用にともなう利用料収入は、貸館収入に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	諸室・備品利用に伴る利用料収入が貸館収入と非貸館収入のどちらに含まれるかは、応募者にてご判断いただいて結構です。
84	様式集 Excel	様式 G-2-③	12		非貸館収入	スイートルームやラウンジなどのホスピタリティ関連収入は、非貸館収入に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ホスピタリティ収入が貸館収入と非貸館収入のどちらに含まれるかは、応募者にてご判断いただいて結構です。
85	様式集 Excel	様式 G-2-③	17		その他収入	「その他収入」と「非貸館収入」はどのように区別すればよいでしょうか。それぞれの定義をご教示いただけますと幸いです。また明確な定義が無い場合は、事業者側にて独自に定義・分類させていただいてもよろしいでしょうか。	応募者側にて独自に定義・分類いただいて結構です。
86	様式集 Excel	様式 G-2-④	6		費用の発生年度	本表の年度は2030年度(開業１年次予定)から開始していますが、それ以前に発生する科目がある場合、適宜提案者側で列を追加してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	様式集 Excel	様式 G-2-④			業務区分	本様式では、費用を業務ごとに細分化する必要があると理解しております。「要求水準書」P6-7には事業の細かい内訳が記載されていますが、こちらの通りに費用を細分化することはきわめて困難であるため、本様式上の業務区分は提案者にて判断してもよろしいでしょうか。	業務区分は応募者にて判断していただいて構いませんが、可能であれば、要求水準書の項目との対応関係はある程度考慮してください。
88	様式集 Excel	様式 N-1	10		項目の定義	念のための確認ですが、本様式10行目の「設計監理料」および27行目の「本体工事」とは、「特定事業契約書（案）」P76 別紙7において貴市負担額の計算に用いるとされている「設計費」「建設費」とそれぞれ同じ意味であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	様式集 Excel	様式 N-1	42		他様式との整合	他の様式と金額を整合する必要があるとされていますが、様式G-2-①の16行目の「施設整備費」は、様式N-1の32行目の「税込合計」から任意事業等にかかる事業者負担分および消費税を除いた数値と一致するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	様式集 Excel	様式 N-2	33		控除すべき事業者負担分	特定事業において、事業者負担による投資を一部想定する場合、様式N-1・N-2にて7～27行目の投資額に含めた上で、33行目の「控除すべき事業者負担分」に含めて市負担額から控除するという記載でよろしいでしょうか。 こちらの記載方法で問題がある場合は、適切な方法をご教示いただけますと幸いです。	ご質問に記載の記載方法で問題ありません。
91	様式集 Excel	様式 N-2	33		控除すべき事業者負担分	様式N-2（アリーナ投資計画）の33行目には「控除すべき事業者負担分」の欄がある一方、N-3（屋外デッキ投資計画）、N-4（公共通路投資計画）には当該欄がありません。 仮に事業者負担による屋外デッキや公共通路への投資が想定される場合、当該欄をN-3やN-4に追加してもよろしいでしょうか。	ご質問に記載の記載方法で問題ありません。
92	様式集及び 記載要領 （9/16）	9	18	エ 会社名の記入	構成企業、協力企業以外の社名の取り扱い	構成企業、協力企業のいずれにも該当しないものの、SPCが実施する施策等について協力いただける企業については、提案書の副本においては特段社名を隠す必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	構成企業・協力企業以外の企業についても、副本においては企業名を記載しないでください。

2025年11月6日

静岡市アリーナ整備・運営事業　個別対話結果（公表）

以下の個別対話結果は、各参加者からの質問及びその回答のうち、公表可能な内容のみを掲載しています。入札説明書p.13「参加者の有する特殊な技術、ノウハウ等に係る事柄、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」に該当する質問・回答（各参加者の事業提案に関する内容を含む）につきましては公表しません。

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行目	項目			
93	その他				臨時バスの発着について	興行日における公共交通機関の混雑緩和のため、臨時バスによる輸送を検討しています。そこで、東静岡駅の駅前ロータリー部分を臨時バス発着場として活用することは可能でしょうか。	事業者が想定する臨時バス発着場の運用（停車位置・発着時間等）に関し、関係機関（市関係課・警察・ロータリー利用者（交通事業者））と調整のうえ協議が調えば、東静岡駅前（南口・北口）ロータリーを臨時バス発着場として活用することが可能と考えます。
94	その他				事業者の親会社による諸室の利用について	対象施設内の一部諸室について、事業者の親会社が利用することも想定されます。その場合、一般の利用者と同じ利用料金であり、差別的な取扱いがなければ事業者の親会社に対しても諸室を貸し出すことも可能でしょうか。	一般利用者と同様の取扱であれば可能です。
95	その他				交通調査	主要交差点交通量調査の結果は貴市ウェブサイト上で開示されていることは確認しておりますが、対象地周辺の東静岡駅前交差点の交通量調査があれば開示いただけないでしょうか。	各応募者に対し、資料を後日ご提供します。
96	その他				交通調査	東静岡駅北口駐輪場及び東静岡駅南口駐輪場の利用率を開示いただけないでしょうか。	各応募者に対し、資料を後日ご提供します。
97	その他				交通調査	静岡市アリーナへの交通手段に関するアンケート調査や既存施設（このはなアリーナ、グランシップ）における興行開催時における来場者の交通手段の利用実態調査、その他東静岡駅周辺における交通に関する調査（車両、人流等）が実施されていましたら情報を開示いただけないでしょうか。	各応募者に対し、資料を後日ご提供します。
98	その他				動産の調達	一般利用または市民利用に供する動産については、リース調達を行い、諸室備品として貸出しすることを妨げないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 リース契約上、第三者への使用・貸与が認められている場合は、市は、事業者が設定した料金に基づき活用することを妨げません。